

当事業所では介護の質の向上と利用者の安全安心を図るために職員が

一体となり責任を明確にし次のことを定期的の実施しております。

項 目	内 容
環境整備	・ 室内外の環境を整える ・ 清掃(トイレ、車いすなど) ・ 事業所共有部分の掃除 ・ 大掃除の計画と日程調整 ・ 利用者のコップ洗浄・消毒(毎月1～2回/日曜日) ・ 台所の整理整頓・食器など物品の管理など
研修	・ 年間社内研修の予定立案、担当職員への準備依頼 ・ 年間社外研修への参加調整 ・ 毎月の職員会議の準備
車両・施設設備	・ 送迎用車両の点検整備(タイヤ交換・洗車など) ・ 事業所内安全設備等の点検 ・ 福祉用具の点検
消耗品等の補充	・ 薬品・消耗品の補充 ・ オムツの発注・補充
広報	・ 毎月いいじま便りの作成・発行 ・ 写真の管理、アルバムの整理 室内への展示
レクリエーション	・ 年間・月間の計画、周知、実施、評価 ・ 報告書の作成 ・ 壁面飾りの計画、実施 ・ 誕生会の計画、準備、開催
防災管理	・ 消防署と連携して避難訓練の計画、実施、評価 ・ 避難経路の確保、点検 ・ 防災用品の点検、管理
福利厚生	・ 健康診断の連絡調整 ・ 職員誕生日の記念品贈呈
安全委員会	・ 介護事故予防体制の構築及び介護職員による喀痰吸引、経管栄養に関する業務を安全に実施するために設置
感染症対策委員会	・ 利用者の安全確保の為、感染予防と感染発生時の対応に重点を置き設置
身体拘束廃止委員会	・ サービス提供にあたり、緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他の利用者の行動を制限する行為を禁止するという介護保険指定基準に基づき、拘束廃止に向けた話し合いを十分に行之、共通認識を持つことを念頭に設置
高齢者虐待対策委員会	・ 利用者の人権の擁護、虐待の防止等をより推進する観点から、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律に基づき、高齢者虐待の防止とともに、早期発見・早期対応に努める。定期的な委員会の開催と関係機関との連携研修の実施等により、高齢者虐待の防止、普及啓発に取り組む体制を整え、相談窓口も設置